第２次むつ市男女共同参画推進基本計画

新 むつみあいプラン

青森県むつ市

ごあいさつ

男女共同参画社会基本法が施行されて10年余りになりますが、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、地域コミュニティの希薄化など、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し、安心して心豊かに暮らせる「希望のまち・むつ市」を実現するためには、男女共同参画社会を実現することが重要であります。

市では、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とする「むつ市男女共同参画推進基本計画（愛称：むつみあいプラン）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきましたが、その後の社会環境や個々人の生活様式等の変化に対応しながら、一層の推進を図るため、この度、「第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（愛称：新むつみあいプラン）」を策定しました。

本計画では、市民一人ひとりが対等な立場からお互いを尊重し、夢と希望をもって、安心して心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を基本理念に掲げております。

そして、前計画の基本的な考え方を踏襲しながらも、男性にとっての男女共同参画の推進、女性の人材育成と能力開発の支援や防災・環境分野における男女共同参画の推進などの新たな項目を取り入れ、より一層効果的、総合的に施策を進めることとしております。

最後に、本計画策定に当たって、貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、建設的な御意見と御審議を賜りましたむつ市男女共同参画推進委員会の皆様のほか、御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年３月

むつ市長　宮下順一郎

目　次

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨 …… 1

第２節　基本理念 …… 2

第３節　キャッチフレーズ …… 2

第４節　計画の愛称 …… 2

第５節　計画の期間 …… 2

基本計画（案）の体系図 …… 3

第2章　計画の内容

○基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識の浸透 …… 4

重点目標１　男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行についての意識改革 …… 5

重点目標２　男性にとっての男女共同参画の推進 …… 7

重点目標３　学校教育等における男女共同参画の推進 …… 9

重点目標４　国際的視点に立った男女共同参画の推進 …… 11

○基本目標Ⅱ　政策・方針決定過程における女性の参画拡大 …… 14

重点目標１　市及び各種団体における
方針決定過程への女性の参画拡大 …… 15

重点目標２　女性の人材育成と能力開発への支援 …… 17

○基本目標Ⅲ　家庭・職場における男女共同参画の実現 …… 20

重点目標１　男性の家事・育児・介護への参加の推進 …… 21

重点目標２　女性が働きやすい職場環境づくり …… 23

重点目標３　仕事と生活の調和
（ワーク・ライフ・バランス）の推進 …… 25

○基本目標Ⅳ　安心で心豊かな生活づくり …… 28

重点目標１　地域社会における男女共同参画の推進 …… 29

重点目標２　高齢者、障がい者、外国人等が
安心して暮らせる環境づくり …… 31

重点目標３　生涯を通じた男女の健康支援 …… 33

重点目標４　女性に対するあらゆる暴力の根絶 …… 35

重点目標５　防災、環境分野における男女共同参画の推進 …… 37

計 画 の 推 進 …… 39

参 考 資 料 …… 40

第1章 計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

平成11年６月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現は、21世紀におけるわが国の最重要課題として位置づけられました。

むつ市では、男女共同参画社会の実現をめざし、その基本的な方向を明らかにするため、平成15年に「むつ市男女共同参画推進基本計画」（愛称：むつみあいプラン）を策定しました。

本計画は、平成24年度をもって計画期間が終了したことから、新たに計画を策定するものです。

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、市民を取り巻く社会環境や生活実態が変化していく中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野に等しく参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を築いていくことが持続可能なまちづくりへとつながるものと考えます。

「むつみあいプラン」策定から10年間、各種施策を総合的に推進することによって、男女共同参画社会への関心は、市民の方々に広まってきたと思われますが、実現するためには、一層の取組が必要です。

このような経緯や今後の課題を踏まえ、より効果的に各種施策を推進するため、この計画を策定します。

第２節　基本理念

市民一人ひとりが性別や年齢にかかわらず個人として対等な立場から、お互いの人格や生き方を尊重し、夢と希望をもって、安心して心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

第３節　キャッチフレーズ

「気づいて　感じて　変わって　まず前進」

第４節　計画の愛称

本計画の愛称を「新むつみあいプラン」とします。

第５節　計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、必要に応じて計画の見直しを行います。

第２次むつ市男女共同参画推進基本計画体系図

《基本目標》	《重点目標》	《施策の方向》
Ⅰ 男女共同参画の意識の浸透	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行についての意識改革	① 男女共同参画に関する情報発信
		② 家庭・地域・職場等における社会制度・慣行の見直し
	2 男性にとっての男女共同参画の推進	① 男性にとっての男女共同参画の重要性についての理解と普及
		② 男性の性別役割分担意識の解消に向けた取組の推進
	3 学校教育等における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点を取り入れた学校教育の推進
		② 社会教育における講座など学習機会の充実
	4 国際的視点に立った男女共同参画の推進	① 市民一人ひとりの国際的視野の醸成
		② 多文化共生の意識の浸透
Ⅱ 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	1 市及び各種団体における方針決定過程への女性の参画拡大	① 市の女性管理職の登用促進
		② 市の各種審議会等への女性の参画拡大
		③ 男女職員のバランスに配慮した組織づくり
	2 女性の人材育成と能力開発への支援	① 政策・方針決定過程へ参画できる人材の育成
		② 女性のエンパワーメント支援の促進
Ⅲ 家庭・職場における男女共同参画の実現	1 男性の家事・育児・介護への参加の推進	① 家事や育児に関わる男性（カジダン・イクメン）等の紹介
		② 男性の家事・育児・介護等に関する講座等の実施
		③ 各種休暇等の制度を取得しやすい職場環境づくりの推進
	2 女性が働きやすい職場環境づくり	① 男女の雇用均等の確保
		② 女性が安心して働くことができる環境整備及び相談体制の充実
		③ 母子保健の理解と普及
		④ セクシュアルハラスメント防止対策の推進
	3 仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の推進	① ワーク・ライフ・バランスについての理解と普及
		② 男女一人ひとりに応じたライフスタイルの見直し
		③ 仕事・子育て・介護等を両立するための制度の普及・定着
Ⅳ 安心で心豊かな生活づくり	1 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域の課題解決に向けた取組の推進
		② 町内会運営等地域活動における男女共同参画の推進
	2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり	① 介護保険制度を支援する体制の整備・拡充
		② 高齢者・障がい者・外国人等への支援体制の拡充
	3 生涯を通じた男女の健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解と普及
		② 男性の健康問題に対する相談体制の推進
	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対する暴力防止についての社会的認識の徹底
		② 被害者に対する相談・支援体制の拡充
		③ デートDV防止教育等の推進
	5 防災、環境分野における男女共同参画の推進	① 防災分野における女性の参画推進
		② 環境分野における男女共同参画の推進

第2章 計画の内容

基本目標 Ⅰ

男女共同参画の意識の浸透

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野における制度や慣行の見直しと、一人ひとりの意識改革が必要ですが、男女共同参画社会基本法の制定以後、国をはじめとした様々な取組により性別を理由として、役割を固定的に振り分けるという考え方は、徐々に変わりつつあります。

しかし今もなお、男女間や世代間において意識の差が認められ、家庭・地域・職場等の中に根強く残っています。このような意識の違いは、長い年月をかけて培われ、社会制度、慣行に影響を及ぼしている場合もあることから、日々の生活や社会の中で良い部分は継承しつつ、改めるべきところは改められるよう男女共同参画の意識の浸透を図る必要があります。

また、世代間の意識の違いや、人生の段階によって異なる男女共同参画という視点からの啓発・広報広聴活動を進めることも重要です。

さらに、男女が共に個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、学校での教育とともに家庭・地域・職場等において、あらゆる世代に対して多様な学習機会が確保され、その成果が発揮されるよう取組を進めていくことが必要です。

重点目標　1

男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行についての意識改革

男女共同参画についての理解は広まってきたと思われますが、今後は、家庭・地域・学校等あらゆる場において、男女共同参画が実現されるように、社会制度・慣行についての意識改革に取り組む必要があります。

性別による役割分担は、家庭・地域・職場等の様々な場にありますが、性別にとらわれることなく、男女それぞれが個性と能力を十分に発揮できる環境をつくることにより男女共同参画社会の実現を図ります。

◆施策の方向

① 男女共同参画に関する情報発信

② 家庭・地域・職場等における社会制度・慣行の見直し

図表１　男女共同参画社会づくりにおける満足度・重要度

満足度		満　足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不　満	わからない	無回答	合　計
全　体		28	79	301	27	12	182	29	658
		4.3 %	12.0 %	45.7 %	4.1 %	1.8 %	27.7 %	4.4 %	100 %
性別	男　性	13	38	150	9	6	68	11	295
		4.4 %	12.9 %	50.8 %	3.1 %	2.0 %	23.1 %	3.7 %	100 %
	女　性	15	39	147	17	6	111	17	352
		4.3 %	11.1 %	41.8 %	4.8 %	1.7 %	31.5 %	4.8 %	100 %
年齢	10～20代	5	9	20	1	0	14	0	49
		10.2 %	18.4 %	40.8 %	2.0 %	0.0 %	28.6 %	0.0 %	100 %
	30　代	3	5	27	4	4	23	0	66
		4.5 %	7.6 %	40.9 %	6.1 %	6.1 %	34.8 %	0.0 %	100 %
	40　代	3	9	50	3	2	15	1	83
		3.6 %	10.8 %	60.2 %	3.6 %	2.4 %	18.1 %	1.2 %	100 %
	50　代	4	8	71	8	3	40	6	140
		2.9 %	5.7 %	50.7 %	5.7 %	2.1 %	28.6 %	4.3 %	100 %
	60　代	10	22	73	6	3	45	2	161
		6.2 %	13.7 %	45.3 %	3.7 %	1.9 %	28.0 %	1.2 %	100 %
	70　代	1	20	47	4	0	30	8	110
		0.9 %	18.2 %	42.7 %	3.6 %	0.0 %	27.3 %	7.3 %	100 %
	80代以上	2	4	10	1	0	13	11	41
		4.9 %	9.8 %	24.4 %	2.4 %	0.0 %	31.7 %	26.8 %	100 %

重要度		重　要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答	合　計
全　体		71	111	246	43	23	128	36	658
		10.8 %	16.9 %	37.4 %	6.5 %	3.5 %	19.5 %	5.5 %	100 %
性別	男　性	34	49	119	23	12	47	11	295
		11.5 %	16.6 %	40.3 %	7.8 %	4.1 %	15.9 %	3.7 %	100 %
	女　性	37	57	125	19	11	80	23	352
		10.5 %	16.2 %	35.5 %	5.4 %	3.1 %	22.7 %	6.5 %	100 %
年齢	10～20代	5	14	17	6	0	7	0	49
		10.2 %	28.6 %	34.7 %	12.2 %	0.0 %	14.3 %	0.0 %	100 %
	30　代	8	7	25	5	4	17	0	66
		12.1 %	10.6 %	37.9 %	7.6 %	6.1 %	25.8 %	0.0 %	100 %
	40　代	7	11	43	4	9	8	1	83
		8.4 %	13.3 %	51.8 %	4.8 %	10.8 %	9.6 %	1.2 %	100 %
	50　代	9	20	63	9	4	29	6	140
		6.4 %	14.3 %	45.0 %	6.4 %	2.9 %	20.7 %	4.3 %	100 %
	60　代	24	32	51	11	4	35	4	161
		14.9 %	19.9 %	31.7 %	6.8 %	2.5 %	21.7 %	2.5 %	100 %
	70　代	13	19	38	6	2	20	12	110
		11.8 %	17.3 %	34.5 %	5.5 %	1.8 %	18.2 %	10.9 %	100 %
	80代以上	4	5	8	1	0	11	12	41
		9.8 %	12.2 %	19.5 %	2.4 %	0.0 %	26.8 %	29.3 %	100 %

資料：市民連携室「平成24年度第１回むつ市民満足度調査」

◆調査結果より

満足度・重要度ともに「どちらともいえない」が一番ウエイトを占めていることから、男女共同参画社会の形成がまだまだ進んでいないという認識を市民の方々がお持ちであると考えます。また、男女共同参画に係る取組みは広範囲に及ぶことから、日常生活における身近な事柄を切り口とするなど工夫を凝らしながら、男女共同参画社会の浸透を目指し、男女共同参画が実現されるよう意識改革に取り組んでいきます。

重点目標 2

男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会を推進することは、男性にとっても重要なことであり、誰もが住みやすい社会を構築することにつながります。

男女が責任を分担しながら支え合い、家庭・地域・職場等あらゆる場面で活躍できるようになることが重要です。

近年、男性が「男は仕事」という固定観念にとらわれて、長時間労働に陥り心身の健康を害し自死にいたるケースがあります。男性自身が性別役割分担意識※1を解消することにより、男女それぞれにとって暮らしやすい社会を構築するため、男性が男女共同参画の視点を持つことの重要性について、理解・普及を図ることが必要です。

◆施策の方向

① 男性にとっての男女共同参画の重要性についての理解と普及

② 男性の性別役割分担意識の解消に向けた取組の推進

※1　性別役割分担意識 … 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

図表２　市職員の時間外勤務状況

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
男性職員	時間外勤務をおこなった職員数(人)	241 (519)	244 (503)	220 (488)	185 (460)	210 (435)	236 (419)	233 (403)	220 (395)
	時間外勤務をおこなった職員の割合	46.4%	48.5%	45.1%	40.2%	48.3%	56.3%	57.8%	55.7%
	時間外勤務合計(時間/年)	16,456	15,741	13,047	10,959	16,160	21,877	23,501	30,647
	１人当たりの時間外勤務(時間/年)	68.3	64.5	59.3	59.2	77.0	92.7	100.9	139.3
女性職員	時間外勤務をおこなった職員数(人)	144 (200)	145 (198)	135 (194)	139 (189)	141 (185)	164 (184)	143 (176)	137 (171)
	時間外勤務をおこなった職員の割合	72.0%	73.2%	69.6%	73.5%	76.2%	89.1%	81.3%	80.1%
	時間外勤務合計(時間/年)	7,920	7,659	7,372	8,542	8,837	10,187	11,308	11,735
	１人当たりの時間外勤務(時間/年)	55.0	52.8	54.6	61.5	62.7	62.1	79.1	85.7

※(　)は性別ごとの職員総数

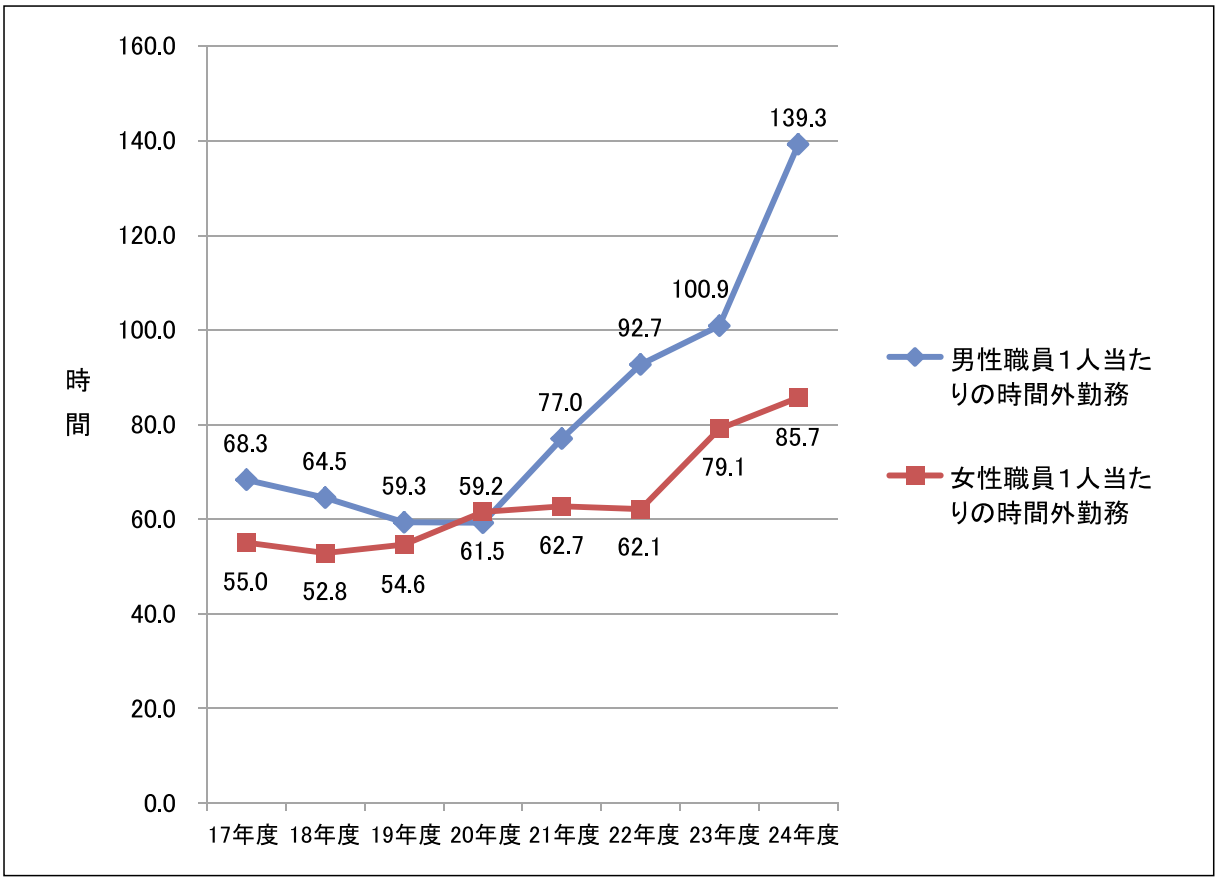

資料：総務課

重点目標 3

学校教育等における男女共同参画の推進

人格形成の基礎となる幼児教育や学校教育は、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼします。教育・学習活動のあらゆる場面で、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を進めることが重要です。

男女が性別にとらわれない生き方を選択し、充実した人生を送るために、男女共同参画の視点が組み込まれた社会教育の推進に努め、意識の浸透を図っていくことが必要です。

◆施策の方向

① 男女共同参画の視点を取り入れた学校教育の推進

② 社会教育における講座など学習機会の充実

姉妹都市会津若松市子ども派遣交流事業

重点目標 ４

国際的視点に立った男女共同参画の推進

グローバル化が加速する現代社会において、人種や国籍などによらず、個人として尊重すること、そして、異なる文化や多様な価値観を認め、尊重する姿勢をもつことが必要とされています。

また、そうした意識を持ちながら、外国人も同じ地域の住民として、共に地域づくりに取り組めるよう多文化共生※2の推進を図り、国際的視点に立った男女共同参画を推進することが必要です。

◆施策の方向

① 市民一人ひとりの国際的視野の醸成

② 多文化共生の意識の浸透

むつ市ジュニア大使

※２　多文化共生 … 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

図表３　市の外国人登録者数の推移

年　度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録者数（人）	111	150	197	159	115	114	116	110	131	142	133

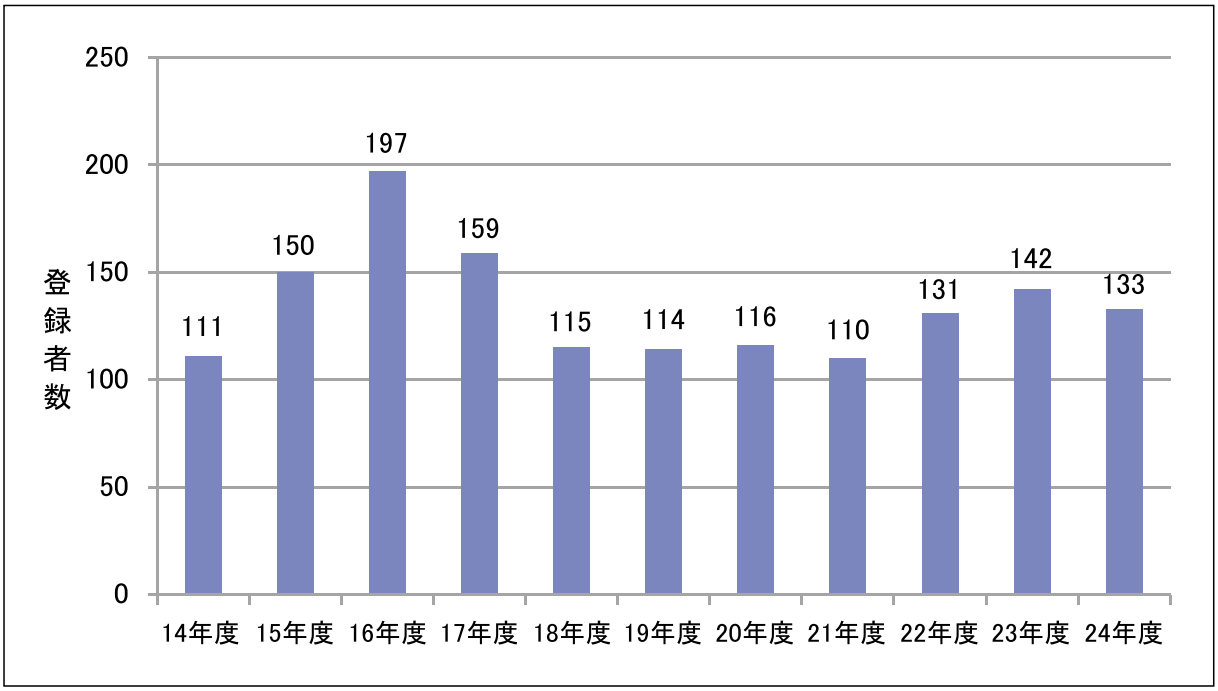

資料：市民課

エイミーと気軽に何でもトーキング

基本目標 Ⅱ

政策・方針決定過程における女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な取組です。社会のあらゆる分野に男女の意見や考えが、対等に反映され、利益と責任を分かち合っていくことが必要です。

当市においても深刻化している少子高齢化の進行に伴う様々な課題に対応していくためにも、女性が政策・方針決定に関わり、積極的に発言・行動していくことが必要です。

これまで、主に男性によって企画・立案されてきた施策や事業に、女性の視点や発想を取り入れることにより、市民にとってより身近で有用な施策・事業として実施することができます。

しかし、当市の管理職、審議会や委員会などへの女性の参画はいまだ十分な状況ではなく、今後、女性の参画拡大をめざして強力に取り組むことが必要です。

女性の参画を進めるためには、地域社会や各種組織のリーダーとして、政策・方針決定過程へ参画できる女性の人材を育成することが必要です。

重点目標　1

市及び各種団体における
方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現を図るためには、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で関わり、協力して運営していくことが大切です。

そのためには、市や各種委員会における方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要です。

当市では平成34年度までに市の女性管理職の割合を15%、審議会・各種委員会においては30%という目標を掲げ、女性の意見を積極的に取り入れるよう女性の参画拡大を推進します。

◆施策の方向

① 市の女性管理職の登用促進

② 市の各種審議会等への女性の参画拡大

③ 男女職員のバランスに配慮した組織づくり

図表４　市及び県における女性管理職の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
管理職総数(市)	166人	158人	161人	156人	144人
〃　(県)	648人	571人	529人	507人	495人
女性管理職(市)	8人	7人	9人	16人	15人
〃　(県)	25人	28人	30人	29人	27人
女性比率(市)	4.8%	4.4%	5.6%	10.3%	10.4%
〃　(県)	3.9%	4.9%	5.7%	5.7%	5.5%

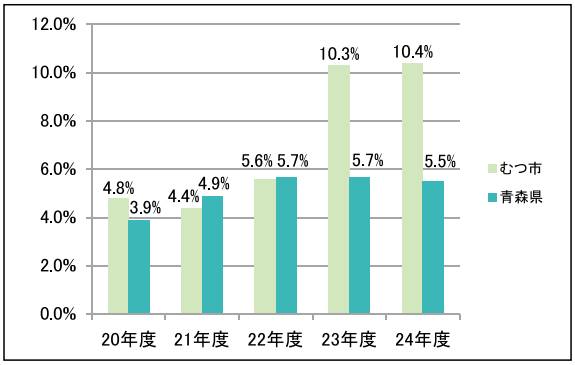

図表５　市及び県の審議会等における女性の割合

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
委員総数(市)	421人	395人	392人	361人	395人
〃　(県)	926人	939人	919人	921人	937人
女性委員数(市)	95人	88人	88人	82人	87人
〃　(県)	299人	295人	290人	301人	312人
女性比率(市)	22.6%	22.3%	22.4%	22.7%	22.0%
〃　(県)	32.3%	31.4%	31.6%	32.7%	33.3%

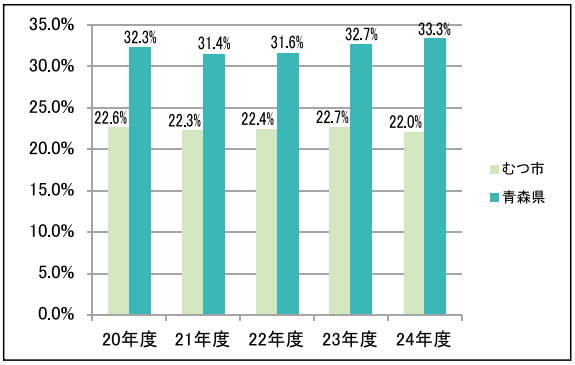

資料：総務課、県青少年・男女共同参画課

図表６　市議会における女性議員の割合

年　度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
男　性	28人	26人	26人	27人	24人
女　性	1人	1人	1人	1人	2人
女性比率	3.4%	3.7%	3.7%	3.6%	7.7%

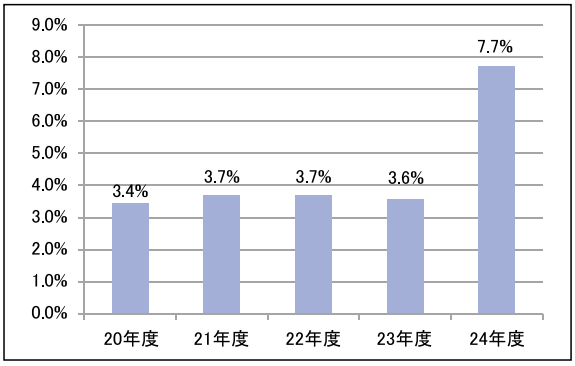

資料：議会事務局

図表７　都道府県議会における女性議員の割合

年　度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
男　性	2,519人	2,488人	2,464人	2,492人	2,445人
女　性	225人	220人	217人	233人	232人
女性比率	8.2%	8.1%	8.1%	8.6%	8.7%

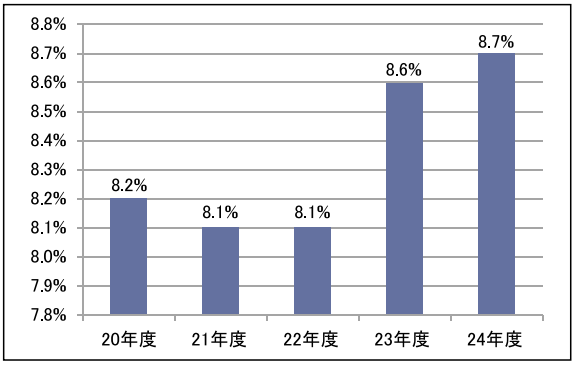

資料：内閣府男女共同参画局

図表８　衆議院における女性議員の割合

選挙別	第42回(平成12年)	第43回(平成15年)	第44回(平成17年)	第45回(平成21年)	第46回(平成24年)
男　性	445人	446人	437人	426人	442人
女　性	35人	34人	43人	54人	38人
女性比率	7.9%	7.6%	9.8%	12.7%	8.6%

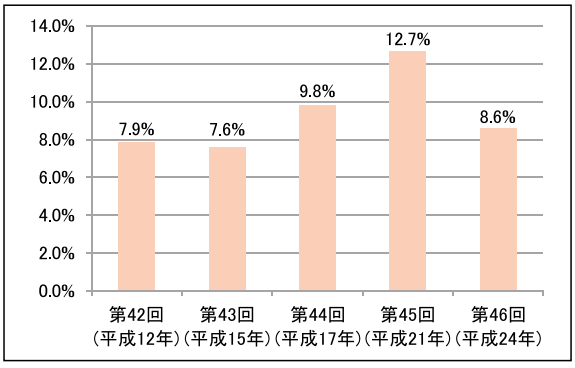

図表９　参議院における女性議員の割合

選挙別	第19回(平成13年)	第20回(平成16年)	第21回(平成19年)	第22回(平成22年)	第23回(平成25年)
男　性	103人	106人	95人	104人	99人
女　性	18人	15人	26人	17人	22人
女性比率	17.5%	14.2%	27.4%	16.3%	22.2%

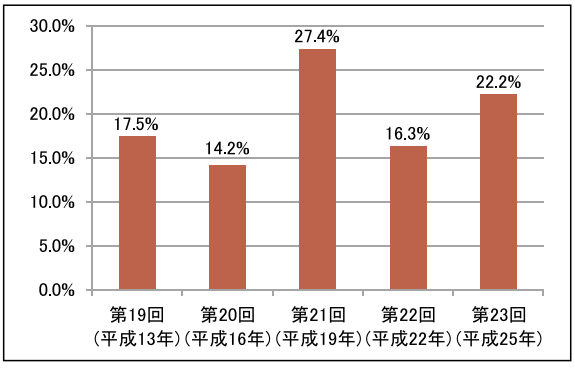

資料：総務省自治行政局

重点目標 2

女性の人材育成と能力開発への支援

女性の社会参画を進めるためには、国、県、関係機関と連携・協力しながら、キャリア形成※3のロールモデル※4となる女性の人材に関する情報を収集し、提供できる体制を充実させることが大切です。

また、女性が性別役割分担意識にとらわれることなく自らの意思で主体的に活動できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育※5を推進していく必要があります。

◆施策の方向

① 政策・方針決定過程へ参画できる人材の育成

② 女性のエンパワーメント※6支援の促進

※3　キャリア形成　…　個人が職業能力を作り上げていくこと、また、関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくこと。
※4　ロールモデル　…　自分にとって、具体的な行動や考え方の規範となる人物のこと。
※5　キャリア教育　…　望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに，自己の個性を理解し，主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
※6　エンパワーメント　…　自らの意思と能力を高め、家庭や地域、職場等あらゆる分野で、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

下北男女共同参画まつり in むつ

オープンカレッジ in むつ

基本目標 Ⅲ

家庭・職場における男女共同参画の実現

男女共同参画社会を実現するためには、男女一人ひとりが性別役割分担意識を解消し、身近なところから取組を進めることが大切です。

男女が家庭・職場において共に責任を担っていくことは、男女共同参画の基本となります。

働く女性が増えていく中で、女性自身の職業能力が一層発揮されるように、女性が安心して働くことのできる環境を整備するとともに、男性が家事・育児・介護などの家庭生活に積極的に参加できるようこれまでの働き方を見直すことが必要です。

また、男女それぞれがライフスタイルを見直すことにより、仕事と生活の調和がとれた人生を送り、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境をつくることが必要です。

重点目標　1

男性の家事・育児・介護への参加の推進

女性の社会進出が進む一方、家事・育児・介護の多くは、女性が担っている状況にあると考えられます。そこで、女性が社会の中でより活動しやすい環境をつくるとともに、男性自身の生活を充実させるため、男性の家事・育児・介護への参加をより一層推進する必要があります。

そのためには、積極的に家事や育児に関わる男性（カジダン・イクメン※7）といった新しい切り口での情報発信等に取り組み、男性の働き方を見直すとともに、男性が積極的に育児休業等の制度を活用できる体制をつくる必要があります。

◆施策の方向

① 家事や育児に関わる男性（カジダン・イクメン）等の紹介

② 男性の家事・育児・介護等に関する講座等の実施

③ 各種休暇等の制度を取得しやすい職場環境づくりの推進

※7　カジダン・イクメン … 家事・育児に積極的に取り組む男性。家事を上手にこなしたり、育児休暇を取得するなどして子育てを楽しもうとする男性。

ハローベビー教室

重点目標 2

女性が働きやすい職場環境づくり

人口減少や高齢化が進む中で、活力ある社会を構築するためには、職場において男女が共に対等なパートナーとして能力を発揮することが求められます。

女性の社会進出により、従来の「男は仕事、女は家庭」から、「男は仕事、女は仕事も家庭も」という状況が新たに生まれています。男女雇用機会均等法に定められている、雇用管理における女性差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止、ポジティブアクション※8の実施による職場環境の改善に向けて意識の浸透を図ることが重要です。

また、今後の社会において、労働力不足が懸念される中で、女性の労働力には大きな期待が寄せられており、家事・育児・介護などの事情を抱える女性においても、希望者が継続して就労できる支援も必要です。

◆施策の方向

① 男女の雇用均等の確保

② 女性が安心して働くことができる環境整備及び相談体制の充実

③ 母子保健の理解と普及

④ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

※8　ポジティブアクション … 固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の事業体が行う自主的かつ積極的な取組。

図表10　女性の年齢階級別就業率

年度	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
14	14.7%	64.5%	66.2%	56.0%	58.6%	67.6%	69.8%	65.4%	56.2%	37.5%	13.1%
19	14.9%	64.7%	71.4%	61.0%	61.5%	69.8%	73.8%	69.0%	59.5%	41.0%	12.8%
24	13.6%	63.5%	73.3%	65.6%	64.7%	68.7%	73.0%	71.0%	62.6%	44.5%	13.2%

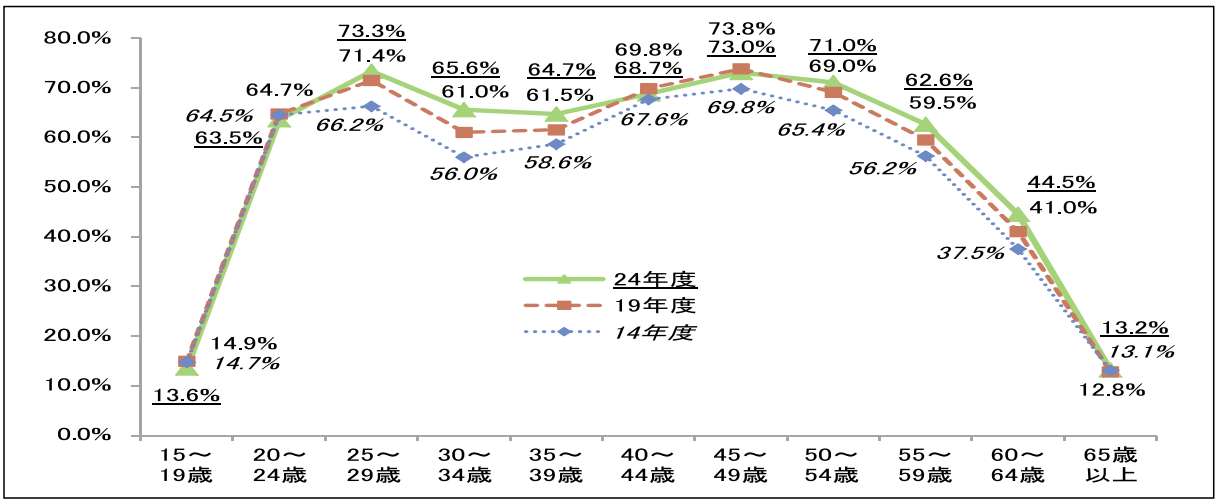

資料：総務省「労働力調査」

図表11　各国における女性の年齢階級別就業率（2011年）

国名	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
アメリカ	27.1%	58.7%	67.3%	67.0%	68.0%	70.5%	71.1%	69.6%	63.6%	47.2%	13.1%
カナダ	43.9%	67.9%	75.2%	76.6%	76.6%	78.8%	79.9%	75.9%	64.7%	41.6%	7.7%
イタリア	2.7%	27.4%	50.8%	59.3%	62.6%	61.6%	60.2%	56.4%	43.8%	12.8%	1.3%
スウェーデン	22.8%	57.8%	74.8%	81.9%	83.2%	86.8%	85.8%	85.5%	80.4%	58.5%	8.0%
フランス	8.3%	44.4%	70.9%	73.3%	76.6%	79.4%	80.5%	75.4%	60.5%	17.4%	1.4%

※アメリカ、スウェーデンは16～19歳の数値を用いています。

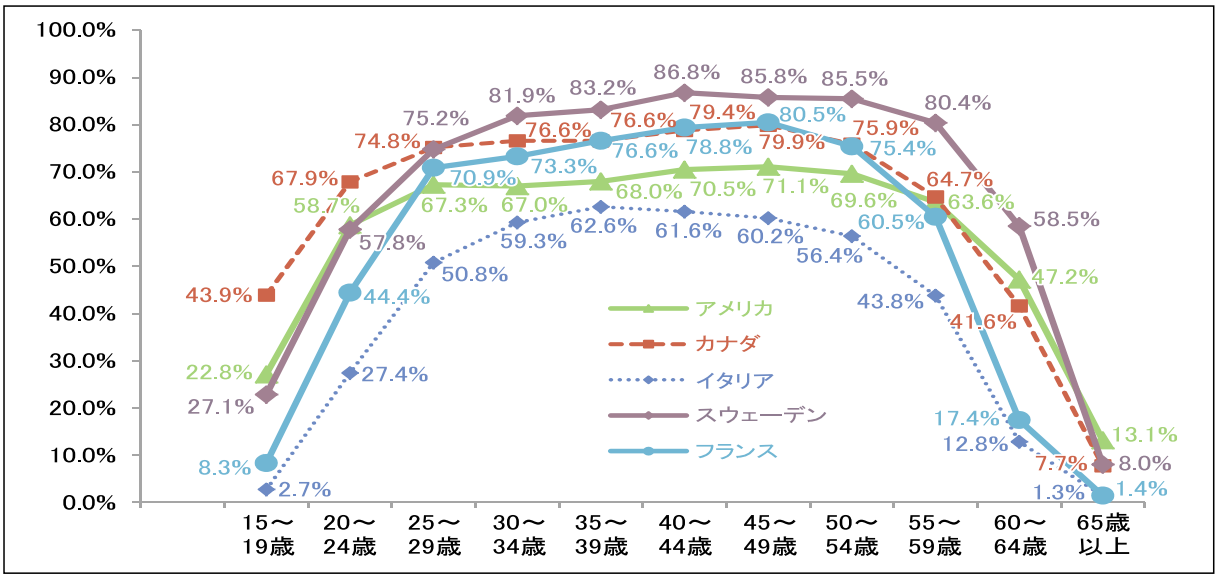

資料：独立行政法人労働政策研究研修機構「データブック国際労働比較2013」

重点目標 3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに、仕事、家庭、地域・社会活動などさまざまな分野においてバランスのとれた生き方ができるよう支援していくことが必要です。

近年では、個人の価値観が多様化し、自身が望む生き方を選択し、自分らしい人生や生活を送りたいと考える人が増えています。

生き方やバランスの取り方は、一人ひとり大きく異なり、一人の人生の中でも、ライフステージに応じて変化していきます。

市民一人ひとりがライフステージに応じて、自らが望む生き方が選択できるよう、これまでの性別役割分担意識にもとづく仕事優先・中心のライフスタイルを見直すことが必要です。

◆施策の方向

① ワーク・ライフ・バランス※9についての理解と普及

② 男女一人ひとりに応じたライフスタイルの見直し

③ 仕事・子育て・介護等を両立するための制度の普及定着

※9　ワーク・ライフ・バランス … 仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず誰もが働きやすい仕組みを作り、一人ひとりが豊かな生活を送ることができるようにすること。

WORK
BALANCE
LIFE

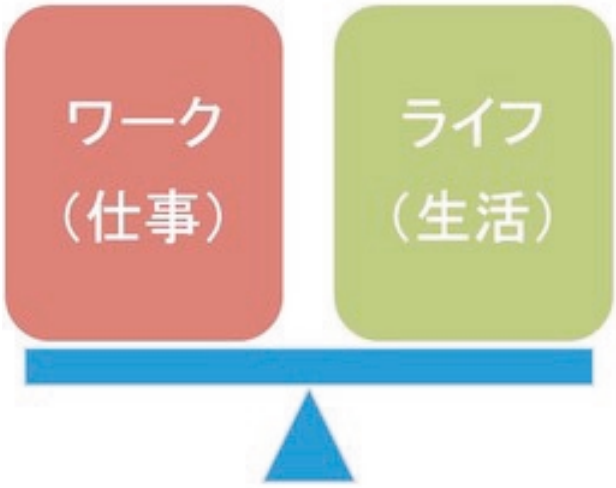
ワーク
（仕事）
ライフ
（生活）

基本目標 Ⅳ

安心で心豊かな生活づくり

少子高齢化の進行、個人の価値観の多様化等、急速に変化する現代社会においても市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいを感じながら生活できるような社会の構築に取り組むことが重要です。

真の男女平等が達成され、男女が共に個人として尊重される中で、男女が共に社会的責任、家族的責任を果たすことにより、豊かな生活を実現していくことが大切です。

さらに、地域で安心して生活するためには、安全で快適な生活環境の保全に努める必要があります。東日本大震災の経験をふまえて、防災分野に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が改めて認識されており、性別に関わりなく持てる能力を発揮し、互いに助け合うことが出来るよう、啓発・推進を図ります。

また、高齢者、障がい者、外国人等の生活するうえで何らかの支援を必要とする人達が、安心して暮らせる環境の整備と支援の充実を図ることが必要です。

重点目標　1

地域社会における男女共同参画の推進

少子高齢化や地方分権が進み、地域社会の果たす役割がますます大きくなっていく中で、男性も女性も互いに良きパートナーとして尊重し、協力しあうことのできる社会がより一層求められています。

これまで地域社会の中で女性が担ってきた活動に男性の視点を、男性が担ってきた活動に女性の視点を取り入れ、男女が共に責任を担うことができる地域社会づくりを進める必要があります。

◆施策の方向

① 地域の課題解決に向けた取組の推進

② 町内会運営等地域活動における男女共同参画の推進

下北未来塾「下北からのメッセージ2013」

フラワータウン事業

重点目標 2

高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現には、高齢社会に対応した環境づくりを進めることが重要な課題となっています。平均寿命が伸び続けている中、当市においては平成24年度に65歳以上の人口割合が26.1%となり依然として国より高い状況となっています。

このような中、日常生活での介護の負担は主に女性が担っているのが現状であり、介護に関わる問題を解決することは、女性が抱える問題の解決につながります。そのためには、介護する側、される側の双方が、安心して過ごせるように、介護保険制度を補完する体制を整備・拡充していくことが重要です。

また、高齢者だけでなく、障がい者や外国籍住民等の日常生活で何らかの支援が必要な人達が、自らの選択にもとづいて自立した生活を送ることができるよう、支援体制を拡充することが必要です。

◆施策の方向

① 介護保険制度を支援する体制の整備・拡充

② 高齢者、障がい者、外国人等への支援体制の拡充

図表12　住民登録人口・年齢別の推移

年度	総数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		全国の割合
17年度	67,499人	9,616人	14.2%	43,519人	64.5%	14,364人	21.3%	20.2%
18年度	66,698人	9,441人	14.2%	42,585人	63.8%	14,672人	22.0%	20.8%
19年度	65,792人	9,068人	13.8%	41,757人	63.5%	14,967人	22.7%	21.5%
20年度	65,224人	8,888人	13.6%	41,113人	63.0%	15,223人	23.3%	22.1%
21年度	64,724人	8,662人	13.4%	40,532人	62.6%	15,530人	24.0%	22.7%
22年度	64,306人	8,496人	13.2%	40,138人	62.4%	15,672人	24.4%	23.0%
23年度	63,908人	8,210人	12.8%	39,977人	62.6%	15,721人	24.6%	23.3%
24年度	62,652人	7,860人	12.5%	38,446人	61.4%	16,346人	26.1%	24.1%

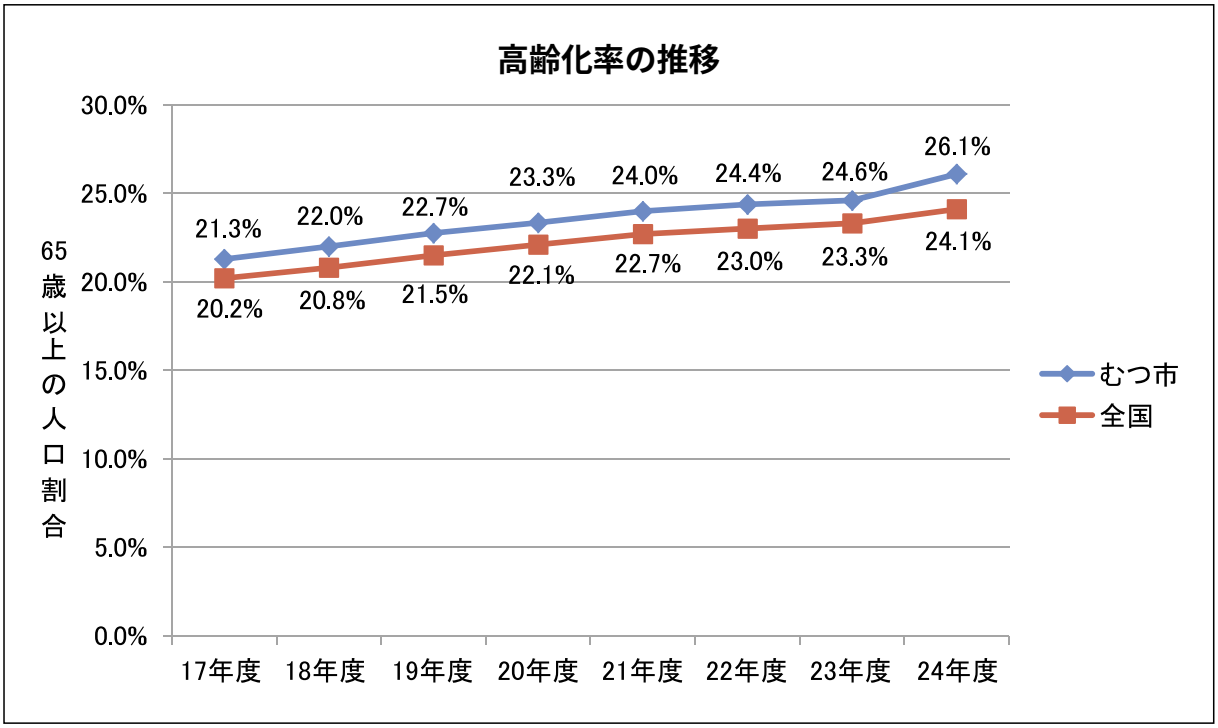

資料：企画調整課

重点目標 3

生涯を通じた男女の健康支援

男女が共に責任を担い、生きがいを持って主体的に行動することができる社会の形成には、男女が互いの身体的な特質を理解し合い、生涯にわたって健康に暮らすことのできる環境整備が必要です。

特に女性は、妊娠や出産など女性特有の身体的特徴を有しており、男性とは異なる健康上の違いがあることを十分に理解し配慮することが大切です。

健康診断等の充実を図るとともに、健康に関する正しい知識や情報の提供・普及に努め生涯を通じた健康支援の推進を図ります。

◆施策の方向

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※10（性と生殖に関する健康と権利）の理解と普及

② 男性の健康問題に対する相談体制の推進

※10　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ … 人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつこと。

図表13　市の特定健診受診率

年度	対象者	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	合　計
21	全体	10.6%	10.8%	12.4%	13.2%	18.7%	23.2%	21.9%	17.8%
	男性	8.9%	9.0%	8.3%	8.4%	15.3%	18.3%	20.8%	14.2%
	女性	12.7%	13.2%	17.0%	18.0%	21.7%	27.6%	22.9%	21.3%
22	全体	10.1%	11.1%	12.4%	14.1%	19.3%	24.7%	23.4%	18.8%
	男性	9.1%	9.2%	10.4%	9.7%	14.6%	21.0%	22.9%	15.5%
	女性	11.3%	13.4%	14.9%	18.6%	23.3%	28.2%	23.7%	21.9%
23	全体	11.1%	9.9%	11.7%	14.9%	18.3%	25.3%	24.5%	19.0%
	男性	10.5%	7.2%	9.0%	10.9%	13.5%	20.6%	23.2%	15.3%
	女性	11.7%	13.4%	15.1%	18.9%	22.6%	29.7%	25.5%	22.6%

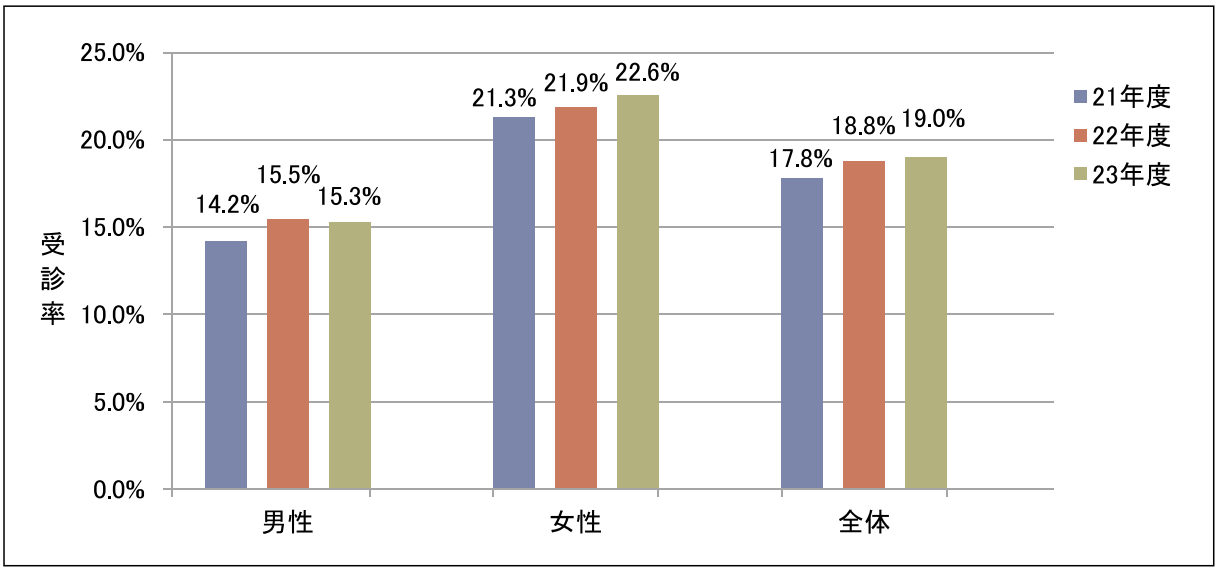

資料：国保年金課

はつらつ介護予防クラブ

重点目標 ４

女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、男女に関わらず決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力は大きな恐怖と不安を与え、自信を失わせ人間としての尊厳を傷つける最悪の人権侵害と言えます。

女性に対する暴力は、社会における性別役割分担意識、男女の経済力の格差など、社会構造に根ざした問題です。

男女が互いの人権を尊重し、ともに歩める男女共同参画社会の形成のために、暴力防止の環境づくりを推進するとともに被害者に対する支援の拡充を図ることが必要です。

◆施策の方向

① 女性に対する暴力防止についての社会的認識の徹底

② 被害者に対する相談・支援体制の拡充

③ デートDV防止教育等の推進

図表14　市のＤＶに関する相談件数の推移

	夫　か　ら	子供から	その他親族から	そ　の　他	合　　計
14年度	2	0	0	2	4
15年度	2	0	0	2	4
16年度	4	1	0	0	5
17年度	2	1	3	1	7
18年度	10	1	0	1	12
19年度	2	0	3	0	5
20年度	10	0	2	0	12
21年度	9	2	2	0	13
22年度	3	0	0	0	3
23年度	6	1	0	0	7
24年度	9	1	0	1	11

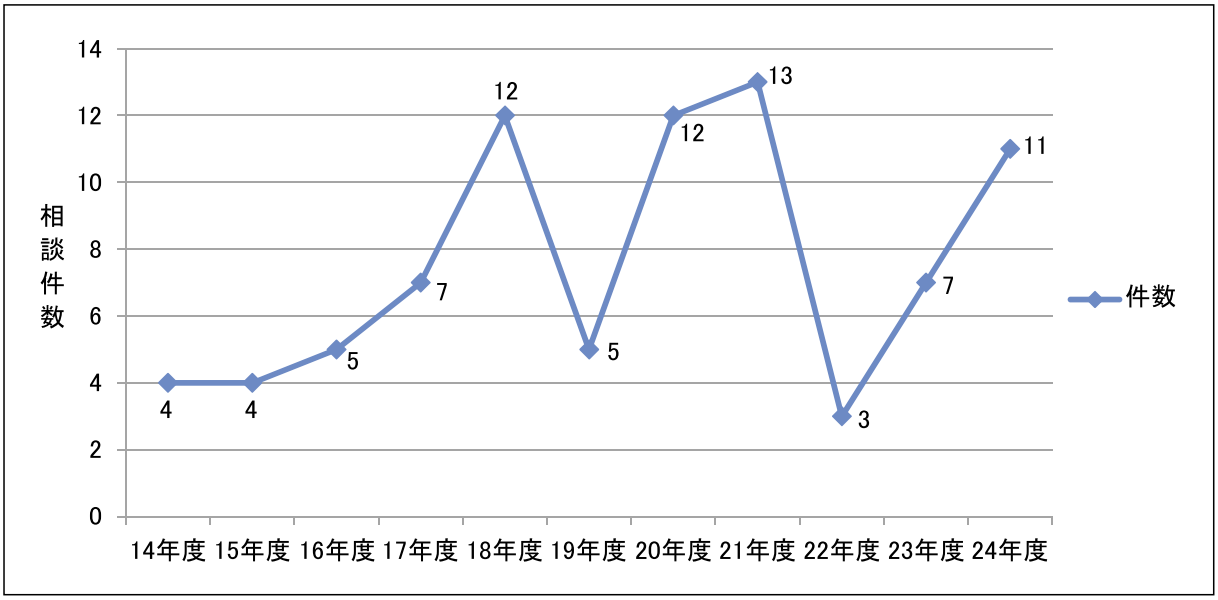

資料：児童家庭課

重点目標 5

防災、環境分野における男女共同参画の推進

東日本大震災以来、大規模災害時における避難場所の運営、生活用品等の支給や備蓄等について、男女のニーズの違いや生活者のニーズを把握するとともに、それぞれの視点に十分配慮することが求められています。

災害発生時には不便な環境での家事や育児の負担が女性に集中する場合が多く、防災対策を進めるにあたっては、女性の視点を積極的に取り入れ、対策に十分反映させることが重要です。

そのため、防災分野においても、男女共同参画の視点を積極的に取り入れることの重要性を発信しながら、消防団などの防災現場に対しても女性の参画を推進することが必要です。

また、安心な生活のためには、環境保全等にも取り組む必要がありますが、市民一人ひとりの環境分野への意識向上を図り、男女共同参画の視点を取り入れた生活環境づくりを推進することが必要です。

◆施策の方向

① 防災分野における女性の参画推進

② 環境分野における男女共同参画の推進

図表15　むつ市消防団における女性の参画状況

年　度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
男　性	1,202人	1,187人	1,176人	1,121人	1,111人	1,086人	1,084人	1,063人	1,055人	1,046人	1,044人
女　性	1人	1人	1人	2人	2人	5人	5人	5人	7人	10人	10人
女性比率	0.08%	0.08%	0.08%	0.18%	0.18%	0.46%	0.46%	0.47%	0.66%	0.95%	0.95%

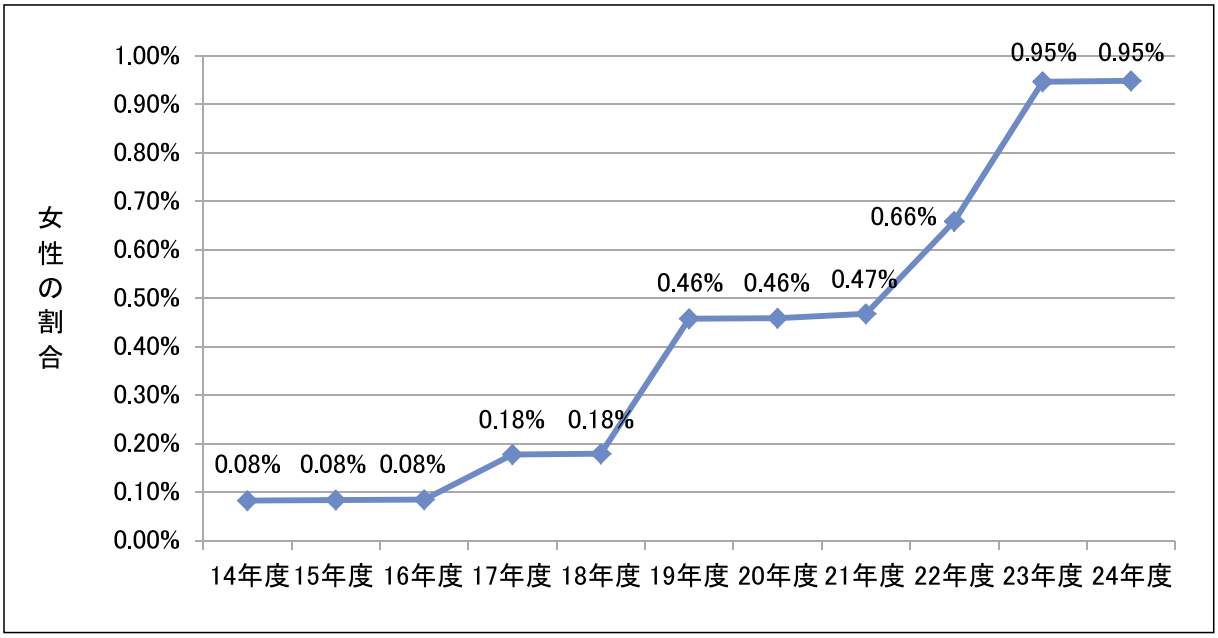

資料：防災政策課

むつ市総合防災訓練

文化財防火運動

計　画　の　推　進

１．推進体制の整備

この計画を推進するためには、市の積極的な取組はもとより、市民・事業所・団体などの理解と協力が必要です。

互いに連携しながら、取り組む体制の整備を進めていきます。

◆施策の方向

（１）庁内における横断的な取組の推進

（２）男女共同参画推進委員会の役割、機能強化

２．関係機関・団体との連携強化

男女共同参画を推進するため、国や県をはじめ関係機関・団体との連携を図りながら、計画を推進していきます。

◆施策の方向

（１）県、下北地域男女共同参画ネットワーク等との連携

（２）市内の事業者、民間団体等との連携

３．取組状況の公表

男女共同参画の意識の浸透を図るため、市民をはじめ各種団体・グループ等に対し、積極的に情報の発信をおこなうとともに、取組状況の公表に努めます。

◆施策の方向

（１）取組の進捗状況、成果等の公表

（２）市広報、ホームページへの掲載

４．男女共同参画に関するデータの収集と整備

男女共同参画の現状や課題を把握するために、関連するデータの収集、整備に努めます。

◆施策の方向

（１）プランに掲げられている目標値(指標)に関するデータの整備

（２）定期的な市民意識調査の実施

（３）国、県等の男女共同参画に関する情報の収集

参　考　資　料

むつ市の男女共同参画に係る動き

年　度	主　な　動　き
平成13年度	◆企画部企画課内に「男女共同参画室」を設置 ◆「むつ市男女共同参画検討委員会設置規定」制定 ◆「むつ市男女共同参画推進懇話会設置要綱」制定
平成14年度	◆「むつ市男女共同参画推進基本計画～むつみあいプラン～」策定 （計画期間）平成15年度～平成24年度　10年間
平成15年度	◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ市公民館） ◆「むつ市男女共同参画推進実施計画～気づいて　感じて　変わって～」策定 （計画期間）平成16年度～平成20年度
平成16年度	◆企画部内に「男女共同参画室」設置 ◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ市公民館）
平成17年度	◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ市川内公民館）
平成18年度	◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ市大畑公民館） ◆“県民フォーラム in むつ”（むつ来さまい館） ◆合併１周年記念「むつ市女性模擬議会」開催 ◆むつ市議会第190回定例会において「男女共同参画社会の実現をめざす決議」を全会一致で可決
平成19年度	◆“オープンカレッジ in むつ”（脇野沢地域交流センター） ◆“パートナーセッション2007”（アピオあおもり）
平成20年度	◆企画部企画課内に「男女共同参画室」設置 ◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ来さまい館） ◆“パートナーセッション2009”（アピオあおもり）
平成21年度	◆“パートナーセッション2010”（アピオあおもり） ◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ来さまい館）
平成22年度	◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ来さまい館）
平成23年度	◆県との連携事業「男の介護ビギナー応援事業」開催 ◆“オープンカレッジ in むつ”（むつ工業高校）
平成24年度	◆「下北地域男女共同参画ネットワーク」設立 ◆「下北地域男女共同参画ネットワーク市町村会議」設立 ◆「むつ市男女共同参画推進委員会」設置

第２次むつ市男女共同参画推進基本計画策定経過

年 月 日	概　　要
平成24年 ９月27日	◆「むつ市男女共同参画推進委員会条例」施行
平成25年 ３月22日	◆第１回むつ市男女共同参画推進委員会の開催 第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（案）の諮問 基本計画（案）の策定方法、スケジュール等
平成25年 ５月24日	◆第２回むつ市男女共同参画推進委員会の開催 第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（案）の審議
平成25年 ７月26日	◆第３回むつ市男女共同参画推進委員会の開催 第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（案）の審議
平成25年 ９月24日	◆第４回むつ市男女共同参画推進委員会の開催 第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（案）の審議 基本計画（案）に対するパブリックコメント掲載内容の審議
平成25年 11月11日 ～12月10日	◆市民からの意見募集（パブリックコメント） 市政だより、市ホームページで周知 市ホームページ、市の施設で縦覧
平成26年 １月24日	◆第５回むつ市男女共同参画推進委員会の開催 第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（案）の審議 第２次むつ市男女共同参画推進基本計画（案）に対する答申（案）の審議
平成26年 ２月18日	◆むつ市男女共同参画推進委員会から答申
平成26年 ２月28日	◆第２次むつ市男女共同参画推進基本計画策定

国内外の動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975（昭50）	「国際婦人年」（目標：平等、開発、平和） 「国際婦人年世界会議」開催（於：メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部を設置 総理府婦人問題担当室が業務開始	
1976～1985（昭51～60）	国連婦人の十年（目標：平等、発展、平和）		
1977（昭52）		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に決定
1979（昭54）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択（第34回総会）	「国内行動計画前期重点目標」策定	「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980（昭55）	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（於：コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 「女子差別撤廃条約」に日本を含む65カ国署名、４カ国批准 「女子差別撤廃条約」発効		婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 「青森県婦人行動計画」策定 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置
1981（昭56）		「国内行動計画後期重点目標」策定	青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985（昭60）	「国連婦人の十年」世界会議開催（於：ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（通称「ナイロビ将来戦略」）採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布（昭61.4.1施行） 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性２名を派遣
1986（昭61）		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大し、任務も拡充	青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる
1987（昭62）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989（平元）		学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女共修等）	「新青森県長期計画」策定
1990（平２）	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991（平３）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 「育児休業法」公布	
1993（平５）		第４回世界婦人会議日本国内委員会設置	青少年婦人室から青少年女性課へ改組

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1994 （平６）	「開発と女性」に関する第２回アジア・太平洋大臣会議開催 （於：ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択（リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提起）	男女共同参画室、男女共同参画審議会設置、男女共同参画推進本部設置（婦人問題企画推進本部を改組）	
1995 （平７）	「第４回世界女性会議」開催 （於：北京、目標：平等、開発、平和のための行動） 「北京宣言及び行動綱領」採択 （190カ国、約17,000人参加）	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ILO156号条約（家族的責任条約）批准	第４回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996 （平８）	北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議（於：ソウル）	男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	青少年女性課から女性政策課へ改組 「女性行政推進連絡会議」に改正 「女性政策懇話会」に改正
1997 （平９）		男女共同参画審議会法令設置 「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」公布 「介護保険法」公布	「新青森県長期総合プラン」に男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。
1998 （平10）		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申	
1999 （平11）		改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定） 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
2000 （平12）	国連特別総会「女性2000年会議」開催（於：ニューヨーク）	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定	「あおもり男女共同参画プラン21」策定 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001 （平13）		「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行	「青森県男女共同参画センター」開館 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 「青森県男女共同参画審議会」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2002 (平14)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組 「あおもり男女共同参画プラン21改訂版」策定
2003 (平15)	国連女子差別撤廃委員会第29会期において日本の第４・５回実施状況報告が審議	「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化社会対策基本法」公布	青森県男女共同参画に関する意識調査実施 「青森県男女共同参画推進本部」設置
2004 (平16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行	県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「５つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置づけられる。
2005 (平17)	第49回国際婦人の地位委員会、通称「北京＋10」閣僚級会合を開催（於：ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第２次）」閣議決定	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006 (平18)	東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）	「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正	青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007 (平19)	第２回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（インド）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活調和のための行動指針」策定	「新あおもり男女共同参画プラン21」策定 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008 (平20)		「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
2009 (平21)		「育児・介護休業法」改正	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010 (平22)	第54回国際婦人の地位委員会、通称「北京＋15」記念会合を開催（於：ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活調和のための行動指針」改定 「男女共同参画基本計画（第３次）」閣議決定	
2011 (平23)			「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準」策定
2012 (平24)	UN Women正式発足		「第３次あおもり男女共同参画プラン21」策定

日本国憲法（抜粋）

交 付　昭和21年11月３日
施 行　昭和22年５月３日

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第３章　国民の権利及び義務

（基本的人権）

第11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（請願権）

第16条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

（奴隷的拘束及び苦役の禁止）

第18条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

（思想及び良心の自由）

第19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第20条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

第21条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

第22条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第23条　学問の自由は、これを保障する。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第24条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

第27条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

（勤労者の団結権及び団体行動権）

第28条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

（財産権）

第29条　財産権は、これを侵してはならない。

②　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第４章　国会

（議員及び選挙人の資格）

第44条　両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第10章　最高法規

（基本的人権の由来特質）

第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

第98条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

（憲法尊重擁護の義務）

第99条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定　義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成11年６月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附　則（平成11年７月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第１条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

むつ市男女共同参画推進委員会条例

平成24年９月27日条例第21号公表
むつ市訓令甲第17号

（設置）
第１条　男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、むつ市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会を推進するための計画の策定について審議するほか、男女共同参画社会の推進及び啓発について調査審議する。

（組織）
第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）
第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　公共的団体等が推薦する者
（３）　公募による市民
（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者
２　委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が、委員総数の10分の４を下回らないものとする。
３　委員は、非常勤の特別職とする。
４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取等）
第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務政策部企画調整課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

むつ市男女共同参画推進委員会委員名簿

（14名）

会　　長	佐　藤　恵　子	公立大学法人青森県立保健大学　教授
副　会　長	二本柳　　孝	むつ下北地区行政相談委員協議会　会長
委　　員	三　浦　　博	一般社団法人むつ青年会議所　理事長
	須　藤　恵　子	むつ市女性団体連絡協議会　会長
	飯　田　友　紀	むつ市川内町商工会青年部　部長
	中　島　慶　子	川内町婦人団体連絡協議会　会長
	和　田　榮　子	大畑地区連合婦人会　会長
	苅　谷　裕　悦	大畑町商工会青年部　部長
	長　岡　俊　成	イカす大畑カダル団　代表
	山　﨑　輝美子	脇野沢地区連合婦人会　会長
	松　野　裕　而	鯛島塾むらおこし会議　会長
	加賀谷　洋　子	公募委員
	吉　田　眞佐子	公募委員
	松　岡　浩　美	青森県青少年・男女共同参画課　総括主幹

※敬称略、順不同

第２次むつ市男女共同参画推進基本計画

「新むつみあいプラン」

発　　行　　むつ市

発 行 日　　平成２６年３月

編　　集　　むつ市総務政策部企画調整課
〒０３５－８６８６
青森県むつ市中央一丁目８番１号
ＴＥＬ（０１７５）２２－１１１１（代表）

印　　刷　　協同印刷工業株式会社